

Title	無投票当選の計量分析：都道府県議会選挙の分析
Sub Title	A quantitative analysis of uncontested elections in Japanese prefectural assembly
Author	石上, 泰州(Iwagami, Yasukuni)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2020
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.93, No.1 (2020. 1) ,p.117- 137
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小林良彰教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20200128-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

無投票当選の計量分析

——都道府県議会選挙の分析——

石 上 泰 州

- 一 はじめに
- 二 無投票当選の動向
- 三 先行研究
- 四 仮説と変数
- 五 分析結果
- 六 むすびに

一 はじめに

本稿の目的は、都道府県の議会選挙における無投票当選が、どのような背景、環境のもとで生じているのかを計量的に分析することにある。

日本の選挙では、首長（知事、市区町村長）の選挙において候補者数が一名だった時、また、議会の選挙において候補者数が選挙区の議員定数を超えなかった時は、投票を行うことなく、無投票で候補者の当選が決定する。⁽¹⁾

無投票当選は、国政レベルの選挙で生じることがほとんどないが、地方レベルの選挙では以前から頻発しているところであり、現在も増えこそすれ、減る状況にはなっていない。無投票当選は、有権者から政治家を選出する機会を奪うものであり、間接民主制の根幹を揺るがしかねない、望ましからざる現象である。

こうしたなかで、近年になって、日本の地方選挙において無投票当選を引き起こしている要因について、データに基づく実証的な分析が試みられるようになってきた。特に、市町村レベルの選挙における無投票当選については、優れた分析が示されてきているところである。他方で、県レベルの議会選挙については、一部を除き、データ分析が進んでいない。そこで、本稿では、都道府県の議会選挙における無投票当選について、基礎的なデータ分析を試みることで、地方選挙における無投票当選の現状把握の一助とすることにした。

二 無投票当選の動向

はじめに、日本の地方選挙における無投票当選の動向を整理しておこう。図表1は各種の地方選挙について、無投票の選挙が占める割合の推移を示したものである。これによると、二〇一八年に実施された選挙について、市区長選挙の二三・七%、町村長選挙の五〇・八%が無投票であり、議会選挙では、市区議会選挙の五・二%、町村議会選挙の一八・五%が無投票となっている。知事選挙と市区議会の選挙では、無投票当選は例外的な現象にとどまっていると言ってよいが、町村議会選挙は約二割が、市区長選挙は約四分の一が、そして町村長選挙にいたっては約半数が無投票という状況である。こうした傾向は、二〇〇〇年以降、年によって若干の上下はあるものの、基本的にはそれほど大きな変動があるわけではない。

次に、本稿が分析の対象とする都道府県の議会選挙における無投票の動向を確認しよう。首長選挙はもとより、

図表 1 近年の地方選挙における無投票当選の推移

年	知事	市区長	市区議会	町村長	町村議会
2018	0.0%	23.7%	5.2%	50.8%	18.8%
2017	11.1%	27.3%	4.3%	46.8%	24.4%
2016	0.0%	27.1%	4.2%	51.0%	12.5%
2015	11.1%	23.6%	3.6%	44.7%	22.6%
2014	0.0%	29.0%	3.2%	51.2%	16.8%
2013	22.2%	26.4%	4.3%	45.9%	21.7%
2012	0.0%	26.4%	4.2%	47.5%	11.4%
2011	5.0%	19.5%	2.1%	44.6%	21.2%
2010	0.0%	18.8%	7.1%	45.5%	18.4%
2009	0.0%	24.6%	5.0%	39.2%	17.9%
2008	0.0%	19.3%	2.8%	40.8%	17.6%
2007	0.0%	18.1%	2.1%	39.4%	14.8%
2006	0.0%	23.2%	6.5%	37.0%	10.1%
2005	0.0%	19.4%	3.6%	49.8%	26.7%
2004	0.0%	27.5%	16.0%	53.8%	34.3%
2003	4.8%	14.3%	3.4%	51.1%	24.0%
2002	0.0%	21.0%	1.2%	42.2%	11.0%
2001	0.0%	18.9%	1.6%	46.9%	16.2%
2000	0.0%	28.4%	0.0%	45.5%	11.6%

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙執行件数調」各年版より作成。

注：各年における各選挙の執行件数に占める無投票の割合。補欠選挙、再選挙は含まず。

(政令指定都市を除く)市区町村の議会選挙は、原則として、自治体の全域を一つの選挙区として実施される⁴⁾。他方で、都道府県議会の選挙は、全域を一〇から五〇程度の選挙区に分けて実施されているので、無投票であるか否かは自治体単位ではなく選挙区単位でカウントされる。したがって、都道府県議会の選挙における無投票当選の状況については、改選議席のうち無投票で当選した議員が占める割合によって示す場合に加えて、選挙区のうち無投票の選挙区が

図表 2 道府県議会選挙における無投票当選の推移 (統一地方選挙)

年	無投票 当選者数	改選定数	無投票 当選者割合	無投票 選挙区数	改選 選挙区数	無投票 選挙区割合
	(A)	(B)	(A/B)	(C)	(D)	(C/D)
2019	612	2277	26.9%	371	945	39.3%
2015	501	2284	21.9%	321	960	33.4%
2011	410	2330	17.6%	263	987	26.6%
2007	416	2544	16.4%	265	1064	24.9%
2003	513	2634	19.5%	364	1162	31.3%
1999	448	2669	16.8%	308	1112	27.7%
1995	550	2607	21.1%	351	1110	31.6%
1991	587	2693	21.8%	379	1148	33.0%
1987	183	2670	6.9%	131	1145	11.4%
1983	80	2660	3.0%	48	1228	3.9%
1979	485	2645	18.3%	340	1128	30.1%

出典：総務省「地方選挙結果調」(各版)より作成。2019年はNHK「統一地方選2019」(<https://www.nhk.or.jp/senkyo/database/touitsu/2019/>)より作成。

注：統一地方選挙時に執行された道府県議会選挙が対象。対象外は、沖縄県、東京都、茨城県、及び2011年以降の岩手県、宮城県、福島県。

占める割合によって示す場合とがある。

図表 2 は、統一地方選挙に際して実施された道府県議会選挙における無投票の状況の推移を示したものである。議員(当選者)ベースでは、無投票当選者の割合は二〇%前後を推移してきたところであるが、二〇一九年の統一地方選挙では二六・九%と過去最高となった。選挙区ベースでも、無投票の選挙区の割合は三〇%前後で推移してきたところ、二〇一九年の統一地方選挙では過去最高の三九・三%となり、四〇%に迫ろうとしている。県レベルの議会選挙では、無投票当選は、二〇一九年の統一地方選挙で過去最高を更新するなど、現在もなお増加中である。

図表 3 は、都道府県ごとに、二〇一九年四月末時点における直近の選挙における無投票の状況を示したものである(統一地方選挙以外の時期に実施された選挙も含まれる

図表3 都道府県別の無投票当選の状況

	無投票 当選者数	改選定数	無投票 当選者割合	無投票 選挙区数	改選 選挙区数	無投票 選挙区割合
	(A)	(B)	(A/B)	(C)	(D)	(C/D)
北海道	35	100	35.0%	21	46	45.7%
青森県	8	48	16.7%	6	16	37.5%
岩手県	8	48	16.7%	6	16	37.5%
宮城県	11	59	18.6%	7	23	30.4%
秋田県	17	43	39.5%	8	14	57.1%
山形県	17	43	39.5%	9	17	52.9%
福島県	14	58	24.1%	8	19	42.1%
茨城県	18	62	29.0%	13	32	40.6%
栃木県	11	50	22.0%	6	16	37.5%
群馬県	8	50	16.0%	6	18	33.3%
埼玉県	32	93	34.4%	22	52	42.3%
千葉県	25	94	26.6%	17	42	40.5%
東京都	0	127	0.0%	0	42	0.0%
神奈川県	20	105	19.0%	13	48	27.1%
新潟県	9	53	17.0%	7	27	25.9%
富山県	7	40	17.5%	4	13	30.8%
石川県	12	43	27.9%	7	14	50.0%
福井県	10	37	27.0%	4	12	33.3%
山梨県	11	37	29.7%	5	16	31.3%
長野県	11	57	19.3%	9	23	39.1%
岐阜県	22	46	47.8%	16	26	61.5%
静岡県	13	68	19.1%	10	33	30.3%
愛知県	41	102	40.2%	26	55	47.3%
三重県	13	51	25.5%	5	17	29.4%
滋賀県	6	44	13.6%	3	13	23.1%
京都府	13	60	21.7%	5	25	20.0%
大阪府	13	88	14.8%	8	53	15.1%
兵庫県	15	86	17.4%	15	39	38.5%
奈良県	8	43	18.6%	4	16	25.0%
和歌山県	14	42	33.3%	7	14	50.0%
鳥取県	3	35	8.6%	2	9	22.2%
島根県	4	37	10.8%	4	12	33.3%
岡山県	16	55	29.1%	10	19	52.6%
広島県	28	64	43.8%	14	23	60.9%
山口県	11	47	23.4%	5	15	33.3%
徳島県	11	38	28.9%	6	13	46.2%
香川県	19	41	46.3%	9	13	69.2%
愛媛県	10	47	21.3%	5	13	38.5%
高知県	7	37	18.9%	5	17	29.4%
福岡県	31	87	35.6%	18	45	40.0%
佐賀県	11	38	28.9%	7	13	53.8%
長崎県	9	46	19.6%	7	16	43.8%
熊本県	21	49	42.9%	12	21	57.1%
大分県	14	43	32.6%	8	16	50.0%
宮崎県	15	39	38.5%	7	14	50.0%
鹿児島県	11	51	21.6%	9	21	42.9%
沖縄県	2	48	4.2%	1	13	7.7%
合計	665	2679	24.8%	406	1090	37.2%

出典：NHK「統一地方選2019」(<https://www.nhk.or.jp/senkyo/database/touitsu/2019/>)より作成。統一地方選以外に執行された選挙は「政治山」(<https://seijiyama.jp/>)より作成。
注：数値は2019年4月末時点における直近の都道府県議会選挙。

ので図表 2 とは数値が異なる)。都道府県議会の選挙において、議員定数二六七九のうち二四・八%、六六五人が無投票当選であり、一〇九〇選挙区のうち三七・二%、四〇六選挙区が無投票である。議員ベースで四人に一人、選挙区ベースで三選挙区に一つが無投票という状況である。ただし、無投票の状況は都道府県によって大きく異なっており、例えば、香川県は議員定数の約五割、選挙区の約七割が、岐阜県は議員定数の約五割、選挙区の約六割が無投票であるのに対して、沖縄県の無投票は二名、一選挙区であり、東京都は無投票はゼロである。無投票には地域差があり、こうした差が何に起因するものであるのか、無投票になる選挙区と無投票にならない選挙区との違いは何なのか、以下、検討していくことにしたい。

三 先行研究

日本の地方選挙において、無投票当選がどのような社会・経済的、政治・行政的な環境のもとで生じているのかを明らかにしようとする実証的なデータ分析としては、小林(二〇一五)、鷺見(二〇一七)、茨木(二〇一七)、長野(二〇一九)、築山(二〇一九)などがある⁶⁾。このうち、鷺見は市区長選挙、長野は町村議会選挙、築山は市町村議会選挙、小林は市町村長と市町村議会の選挙を対象としており、茨木は都道府県議会選挙の一人区を分析対象としている。

まず、市区長選挙の無投票当選を分析した鷺見(二〇一七)の仮説は、①候補者が複数の政党から支持・推薦を受けた場合、政治的競争が弱まり、無投票当選の発生確率が高まる、②多選ほど無投票当選の発生確率が高まる、③高い無投票当選割合が常態化した都道府県ほど、地域内に属する自治体の無投票当選の発生確率が高まる、④市町村合併によって自治体内の政治的競争が促されるので、合併後は無投票当選の発生確率が低下するという

ものである。

分析の結果、①については、自公と非自公の相乗りは無投票当選に影響を与えておらず、②については、二期目から四期目までの現職は新人よりも無投票当選の発生確率が高いが、五期目以降は有意な影響を与えていないことが示されている。③については、過去の選挙における無投票当選の割合が高い都道府県ほど、県内市区全体の無投票当選の発生確率が高く、④については、合併自治体の二回目以降の選挙で無投票当選確率が高まること⁽⁷⁾が示されている。その他、驚見の分析では、前回の選挙が無投票当選であること、自治体の人口規模が小さいことが無投票当選の確率を高めることが確認されており、候補者（当選者）の属性としては、大卒以上であること、市区幹部出身であることが無投票当選の確率を高めるとしている。⁽⁸⁾

次に、築山（二〇一九）の仮説は、①議員報酬が低い議会の選挙は無投票当選の発生確率が高いというものである。議員報酬の水準が低いと、冠婚葬祭や地域行事への参加など選挙区活動も求められる地方議員職は割の合わない仕事にならざるを得ず、特に若い世代が議員専業として活動することが困難になるとする。仮説②は、首長選挙と同時選挙となる議会選挙は無投票当選の発生確率が低いというものである。首長選と議会選の同時選挙は、いわゆるコートテール効果が生じ、首長の側は協力的な議員を増やすことを目的に自分の支持候補の出馬を促しやすく、議員の側も首長支持に便乗して議席獲得を目指す勢力や、首長に反発して対立候補の擁立を試みる勢力が出馬しやすいとする。

分析の結果、仮説①②ともに、市議会を対象とした分析では統計的に有意な結果が得られなかったが、町村議会を対象とした分析、及び、市町村議会全体を対象とした分析においては、有意な結果が得られている。その他、分析結果から得られた知見として、市議会については人口規模が小さいほど、町村議会については第三次産業就業者率が低いほど無投票当選の発生確率は高くなっており、また、市議会については国政選挙との同時選の場合

に無投票当選の発生確率が低くなることが示されている。

長野(二〇一九)は、全国町村議会議長会の町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会の活動の一環として著されたものであり、主たる関心は町村議会議員の議員報酬に寄せられている。分析では、町村議会を対象として、¹⁰⁾無投票当選か否かを従属変数とするパス解析も行われており、ここでは、議員報酬が低い町村ほど無投票当選が多いことが示されている。なお、他の独立変数には条例上の議員定数が含まれており、これは概ね町村の人口に対応するものとみなせるので、人口規模に関わらず、議員報酬が低い町村ほど無投票当選が多いという傾向があることが示唆されている。

小林(二〇一五)の仮説は、①人口変動の大きさが無投票当選の可能性を高め、②第一次産業従事比率が高い地域が無投票当選の可能性を低めるといふものである。人口変動の大きさは市民社会の強さの指標として用いられており、人口の減少は人々の連帯を弱めるので市民社会を弱め、人口の増加も旧住民と新住民との間で適切なコミュニケーションがとれない場合は市民社会を弱めるとしている。また、市町村議員の職業として最も割合が高いのが農業であることから、第一次産業従事比率が高い地域は無投票当選になる割合が低いとしている。

分析の結果、¹¹⁾仮説①については、市区議会、町村議会、市区長を対象とした分析で有意な結果が得られている。人口の増加、減少に関わらず、人口変動率が大きい地域ほど無投票当選が多くなるという結果である。仮説②については、町村長と町村議会を対象とした分析で、仮説とは逆の結果が示されており、第一次産業従業比率が高い地域ほど無投票当選が多いという結果である。その他、分析結果から得られた知見としては、市区議会、町村議会、市区長の選挙について、人口密度が低い地域ほど無投票当選が多いことが示されている。

茨木(二〇一七)の仮説は、都道府県議会選挙の一人区について、①平成の大合併を含む区域変更をした選挙区は無投票当選が少ない(候補者数が多くなる)、②定数変更が行われた選挙区は、無投票当選が少ない(候補者

数が多くなる」というものである。無投票当選の件数は、**図表2**でも示されているように、二〇〇三年の統一地方選にくらべて二〇〇七年の統一地方選において減少しているが、その間に、いわゆる平成の大合併が集中的に進められたことに着目している。合併によって区域が拡大されれば、別の選挙区であった旧自治体を地盤とする候補者が同選挙区で争うことが想定され、また、定数の変更（削減）は現職による激しい選挙戦を引き起こすことも想定される。

分析の結果、⁽¹²⁾候補者数を従属変数とした分析では、区域変更、定数変更ともに有意な結果をもたらさず、無投票タミーを従属変数とした分析では、定数変更が一〇%水準で有意な結果を示した（議員定数が二から一に削減された選挙区ほど無投票が少ない）。また、区域、定数、いずれかの変更があった場合も、無投票が少ないという結果が示されている（一〇%水準）。なお、二〇〇七年の統一地方選で減少した無投票当選が、二〇一一年以降は増加していることから、区域・定数変更後二回目の選挙では、逆に無投票当選が多い（候補者数が少なくなる）という仮説も検証しており、分析の結果、前回選挙の前に区域変更している選挙区は無投票が多く、候補者数が少ないという有意な結果が示されている。また、前回選挙の前に区域、定数いずれかが変更された選挙区では、無投票が多く、候補者数が少ないことも確認されている。その他、茨木の分析では、無投票当選の確率を高める（候補者数が少なくなる）のが、現職が立候補することであり、逆に、無投票当選の確率を低める（候補者数が多い）のが、政令指定都市であること、選挙区人口が多いことであることも確認されている。

四 仮説と変数

以上の先行研究をふまえ、都道府県の議会選挙における無投票について、本稿では以下の仮説を検討する。

第一の仮説は、選挙区定数が小さいほど、無投票当選の発生確率が高くなるというものである。都道府県議会の選挙は、一般の市町村議会の選挙と異なり、域内をいくつかの選挙区に分けて実施されるが、選挙区の定数は一から一七と幅が広い。通常、選挙区の定数が大きいほど、当選に必要な得票順位や得票率は低くなるので、新規参入は比較的容易なものと感じられるだろう。逆に、選挙区の定数が小さく、特に、一人区の場合は、最多得票を獲得して、得票順位が一位にならなければ当選できないので、新規参入は困難に感じられるだろう。なお、選挙区定数が小さいほど無投票の割合が多いという相関関係については、茨木(二〇一七)において整理されている通りであり、本稿では他の要因の影響を差し引いてもなお、選挙区定数の影響が存在しているかどうかを確認することになる。用いる変数は各選挙区における議員定数である。

第二の仮説は、選挙区の合区や分割、定数の増減によって、従来の選挙区域や定数が変更された場合、無投票当選の発生確率は低くなるというものである。選挙区域や定数の変更は競争ルールの変更をもたらすものであり、新規参入を促すきっかけになりうると考えられる。また、定数の削減は、新規参入のきっかけにはなりにくい¹³が、現職が立候補するだけで選挙が行われることになるので、無投票の発生確率を低くするであろう。なお、一人区を分析した茨木(二〇一七)では、区域・定数の変更後、最初の選挙では無投票の確率が低くなるが、変更後、二回目の選挙では無投票の確率が高くなることを示している。用いる変数は、前回の選挙後、選挙区域や定数に何らかの変更¹⁴があったか否かのダミー変数である。

第三の仮説は、知事選挙との同時選挙の場合は、無投票当選の発生確率は低くなるというものである。二元代表制のもとで首長選挙と議会選挙が同時に行われる場合、首長候補者は自らの選挙での得票増をねらって、「同志」が議会選挙で立候補することを歓迎し、また、後押しする誘因があると考えられる。日本の県レベルの場合、知事選挙は自治体の全域が選挙区であるが、議会選挙は選挙区に分かれているため、知事候補者は、「同志」の

議員候補者がなるべく多くの選挙区で立候補して、選挙運動を連動させることを期待するであろう。¹⁵ ことから、議会選挙が知事選挙と同時選挙の場合は、それが単独で実施される場合よりも、立候補が促され、無投票当選の発生確率が低くなると考えられる。なお、この同時選挙効果は、市町村レベルについては築山（二〇一九）において検証されているところであるが、市レベルでは効果なし、町村レベルでは効果ありという結果であった。ここでは、市町村とは選挙区制度の異なる県レベルにおいて、同時選挙が存在するか否かを検証することになる。用いる変数は、知事選挙との同時選挙であるか否かのダミー変数である。

第四と第五の仮説は、都道府県議会議員の政治家としての魅力に係るものである。¹⁶ 第四の仮説は、選挙区が政令指定都市の場合、無投票当選の発生確率が高くなるというものである。二〇一九年の統一地方選挙では、広島市の八選挙区のうち六選挙区で、浜松市の七選挙区うち四選挙区で無投票となるなど、政令指定都市での無投票が目立った。政令指定都市は、他の市町村にくらべて市の権限が強く、相対的に道府県の権限が弱いことから、政令指定都市を選挙区とする道府県会議員は、一般市町村を選挙区とする都道府県会議員にくらべて、政治家としての魅力に欠けると考えられるだろう。なお、茨木（二〇一七）では、仮説とは逆に、政令指定都市ほど無投票当選の確率が低いという結果が示されているが、分析対象が一人区に限られている。¹⁷ 用いる変数は、選挙区が政令指定都市であるか否かのダミー変数である。

第五の仮説は、二元代表制における首長と議会の関係に関わるもので、強い首長（知事）のもとでは議員の政治力は弱まり、政治家としての魅力に欠けると考えられるため、無投票当選の発生確率が高まるというものである。知事と議会の相対的な政治力を示す指標として、ここでは、知事が頻繁に交代しているような自治体は首長の政治力は弱く、逆に、知事の政権が長期化するような自治体は首長の政治力が強いとみなすこととし、各県における知事の平均在任期間を用いる。¹⁸

図表 4 無投票当選と共産党候補者数との関係 (統一地方選挙)

年	無投票当選率	共産党候補者率
2019	26.9%	10.7%
2015	21.9%	12.0%
2011	17.6%	9.7%
2007	16.3%	12.1%
2003	19.5%	14.7%
1999	16.8%	16.7%
1995	21.1%	11.4%
1991	21.8%	10.8%
1987	6.9%	21.5%
1983	3.0%	38.3%
1979	18.3%	11.5%
1975	5.0%	29.7%
1971	8.4%	17.4%
1967	8.7%	15.2%
1963	9.3%	6.5%
1959	9.5%	4.6%
1955	2.8%	4.6%
1951	1.3%	6.9%

出典：総務省『地方選挙結果調』（各版）より作成。2019 年は NHK「統一地方選 2019」（<https://www.nhk.or.jp/senkyo/database/touitsu/2019/>）より作成。

注：無投票当選率は改選数に占める無投票当選者数の割合。共産党候補者率は改選数に占める共産党候補者数の割合。

第六の仮説は、現職が立候補するほど、無投票当選の発生確率が高くなるというものがある。一般的に現職の再選率は高く、⁽¹⁹⁾現職が全員立候補して、定数分が現職候補者で埋まってしまふことが予想されるような場合、新規参入をめざす者にとって、当選のハードルは相当に高く感じられるであろう。一人区を分析対象とした茨木（二〇一七）においても、現職の立候補は無投票当選の確率を高めることが確認されてい

る。用いる変数は、現職が全員立候補しているか否かのダミー変数である。

第七の仮説は、政治的な環境に係るもので、共産党の勢力が強い選挙区ほど、無投票当選の発生確率が低くなるというものである。新規参入者の中には、党勢の維持・拡大が主たる目的で、当該選挙での勝敗は度外視しているとみられる場合も少なくないが、そうした候補者は共産党の推薦候補に多いと考えられる。図表4は、統一地方選挙における無投票当選と共産党候補者率との関係の推移を示したものである。例えば、一九七九年の無投票当選率は前回の五・〇%から一八・三%へと大幅に増加しているが、この時、改選数に占める共産党候補者数の割合は二九・七%から一一・五%へと大幅に減少している。逆に、一九八三年は再び無投票当選率が大幅に減少しているが、共産党候補者率は大幅に増加している。共産党が積極的に候補者を擁立する年は無投票当選が減り、候補者を減らすと無投票当選が増えるという関係が示唆されている。ただし、共産党も勢力が弱体な地域では候補者擁立が困難であろうから、共産党の勢力が強い選挙区ほど、候補者の擁立可能性が高まり、結果として無投票当選の発生確率が低くなると考えられる。用いる変数は、各選挙区における共産党の強さを示すものとして、直近の衆議院選挙における比例区の得票率である。衆院比例区のデータを用いるのは、候補者に起因する要素をできるだけ排し、党そのものの勢力を測りたいためである。

これらの仮説を検証するための統制変数としては、人口と産業構造に係るものとして、選挙区の人口と第三次産業従業者比率を用いる⁽²⁰⁾。また、人口の流動性が与える影響を示した先行研究もあることから、転入者人口比率(人口に占める転入者人口の割合)を用いる⁽²¹⁾。

五 分析結果

本稿での分析対象は、二〇一九年四月末時点における直近の都道府県議会選挙である⁽²²⁾。従属変数は、各選挙区が無投票であったか否かのダミー変数（無投票＝一、投票あり＝〇）であり、全国一〇九〇の選挙区のうち、無投票の選挙区が四〇六（三七・二％）、投票ありの選挙区が六八四（六二・八％）である。

各独立変数と従属変数との一对一の個別的な関係から整理しておこう。図表 5 は各独立変数について、無投票の選挙区と投票ありの選挙区の平均値を比較したものであり、選挙区定数とダミー変数については、カテゴリーごとの無投票率（無投票の選挙区が占める割合）を付記してある。まず、選挙区定数と無投票との関係では（仮説①）、選挙区定数ごとの無投票率が、一人区で五四・五％、二人区で三六・六％、三人区で二六・九％などとなっており、七人区以上では無投票は生じておらず、定数が小さいほど無投票が多いという傾向は明らかである。選挙区域・定数変更との関係（仮説②）では、何らかの変更があった選挙区の無投票率は一五・二％であり、変更がなかった選挙区の無投票率三八・二％に比べるとかなり低い。知事選挙との同時選との関係（仮説③）は、同時選の場合の無投票率は三二・四％であり、同時選でない場合の三九・〇％よりも低くなっている。

政令指定都市の選挙区（仮説④）における無投票率は二三・八％であり、その他の選挙区の三九・七％に比べると低くなっており、仮説（政令指定都市は無投票率が高い）とは逆の傾向が示されている。知事の平均在任期間（仮説⑤）については、無投票選挙区の知事平均在任期間は一〇・八〇年、それ以外の一〇・一九年よりも若干長くなっており、無投票選挙区（の県）は知事の在任期間が長い傾向がある。現職の立候補状況については（仮説⑥）、現職が全員立候補している選挙区の無投票率が四五・五％であり、それ以外の選挙区の無投票率（一七・八％）に比べて大幅に高くなっている。共産党の勢力と無投票との関係（仮説⑦）は、無投票の選挙区におけ

図表5 各独立変数と従属変数の関係

		区分	区分平均	全体平均
仮説①	選挙区定数	無投票	1.64	2.46
		投票あり	2.94	
仮説②	選挙区域・定数変更ダミー	無投票	0.017	0.04
		投票あり	0.057	
仮説③	同時選ダミー	無投票	0.23	0.26
		投票あり	0.28	
仮説④	政令指定都市ダミー	無投票	0.10	0.15
		投票あり	0.19	
仮説⑤	知事平均在任期間	無投票	10.80年	10.42年
		投票あり	10.19年	
仮説⑥	現職全員立候補ダミー	無投票	0.86	0.70
		投票あり	0.61	
仮説⑦	共産党得票率	無投票	6.52%	7.18%
		投票あり	7.57%	
統制①	人口	無投票	68,819人	116,855人
		投票あり	145,368人	
統制②	第3次産業従業者比率	無投票	70.57%	73.45%
		投票あり	75.16%	
統制③	転入者比率	無投票	3.14%	3.43%
		投票あり	3.60%	

			選挙区数	無投票率
仮説①	選挙区定数	1	411	54.5%
		2	350	36.6%
		3	145	26.9%
		4	76	10.5%
		5	42	14.3%
		6	13	7.7%
		7～17	53	0.0%
		合計		1,090
仮説②	選挙区域・定数変更ダミー	1	46	15.2%
		0	1,044	38.2%
仮説③	同時選ダミー	1	287	32.4%
		0	803	39.0%
仮説④	政令指定都市ダミー	1	168	23.8%
		0	922	39.7%
仮説⑥	現職全員立候補ダミー	1	765	45.5%
		0	325	17.8%
合計			1,090	37.2%

出典：著者作成

図表 6 無投票当選の要因分析 (ロジスティック回帰分析)

従属変数：無投票ダミー	B	S.E.	Wald	有意確率
選挙区定数	-0.238	0.092	6.678	*
選挙区域・定数変更ダミー	-1.116	0.447	6.234	*
同時選ダミー	-0.134	0.167	0.651	
政令指定都市ダミー	0.078	0.250	0.098	
知事平均在任期間	0.104	0.036	8.183	**
現職全員立候補ダミー	0.833	0.181	21.150	***
共産党得票率 (%)	-0.113	0.027	16.959	***
人口 (10 万人)	-0.706	0.182	15.005	***
第 3 次産業従業比	-1.402	0.865	2.628	
転入者比	2.222	5.362	0.172	
(定数)	0.715	0.743	0.926	
-2 対数尤度	1181.17			
Cox-Snell R2	0.211			
Nagelkerke R2	0.288			

N : 1090 (無投票 406、投票あり 684) * : P < 0.05 ** : P < 0.01 *** : P < 0.001

る共産党得票率が六・五二%、それ以外が七・五七%と、無投票の選挙区では共産党の勢力が弱い傾向が示されている。

統制変数については、無投票の選挙区は、人口が少なく、第三次産業従業者比率が低く、転入者比率が低いという傾向が示されている。特に人口は、無投票の選挙区と投票ありの選挙区とで平均値に二倍以上もの差がある。以上の通り、各独立変数と従属変数との個別的な関係を見る限りにおいては、政令指定都市の選挙区は無投票が多いという仮説④以外は、仮説を支持する結果が示されている。

次に、無投票ダミーを従属変数とするロジスティック回帰分析を行った結果が図表 6 である。五%水準で統計的に有意な独立変数は、選挙区定数、選挙区域・定数変更ダミー、知事平均在任期間、現職全員立候補ダミー、共産党得票率、人口であり、係数の符号はいずれも仮説の通りである。⁽²³⁾ 知事選挙との同時選挙であること、政

令指定都市であることは、無投票に有意な影響を及ぼしていない。また、WELF統計量によれば、現職が全員立候補しているか否かが無投票タミーにもっとも大きな影響を与えており、以下、共産党得票率、人口、知事平均在任期間、選挙区定数、選挙区域・定数変更タミーの順となっている。

六 むすびに

都道府県の議会選挙を対象として、いかなる環境が無投票をもたらすのかを分析してきたが、本稿の結論としては、無投票当選の可能性を高めるのは、選挙区の定数が小さい、選挙区の区域や定数に変更がない、知事の平均在任期間が長い、現職が全員立候補している、共産党の勢力が弱い、そして、選挙区の人口が少ない、といった諸環境である。

これらの諸環境のうち、選挙制度に係るものについては、政策的に変更が可能であり、例えば、一人区や二人区を中心に、選挙区定数の少ない選挙区の合区を進めれば、無投票は減少する可能性があるだろう。また、一票の格差是正の観点から、定期的に選挙区の区域と定数の見直しを進めることは、選挙区に刺激を与え、無投票の発生を抑制するという副産物を期待できる。

他方で、都道府県議会の選挙制度については、総務省の地方議会・議員に関する研究会が比例代表制の導入を提起するなど、抜本的な改革を含めた議論も進められている。全県一区の比例代表制となれば、無投票当選が生じる可能性はなくなる。地方の選挙制度を論ずる上では、できるだけ無投票当選の発生を抑制しうる制度、という観点も求められると考える。

最後に、無投票当選は望ましからざる現象ではあるが、有権者の受け止め方は必ずしも一様ではない。総務

省・明るい選挙推進協会の世論調査では、無投票当選を「おかしい」と感じる有権者よりも、「仕方がない」と受け止める有権者のほうが多く、また、「よい」とする回答も一割程度あることが示されている。⁽²⁴⁾ 無投票当選に対するこうした反応は、選挙の洗礼を受けた政治家であろうが、無投票でその座に就いた政治家であろうが、当選後の政治家としてのパフォーマンスに違いがあるわけではなからうという漠たる認識があるためではないかと思われる。日本の地方政治における無投票当選をめぐることは、無投票当選の何が問題であるのかを多面的に明らかにするべく、これを独立変数としたときの政治的帰結を実証的に明らかにしていくことも課題である⁽²⁵⁾と考える。

- (1) 欠員が定数の六分の一を超えた場合は、欠員分についての再選挙を行う。
- (2) 国政選挙における無投票当選は、第一回参議院選挙(一九四七年)の岐阜選挙区のみ(補欠選挙としては、一九五一年参議院選挙の愛媛選挙区がある)。
- (3) 無投票の知事選挙はこれまでに二〇件のみ。石上(二〇一九)三九頁参照。
- (4) 政令指定都市は行政区が選挙区となる。また、政令指定都市以外の市区町村も、条例によって選挙区を設けることは可能であり、例えば、市町村合併が行われた際に、一時的に旧市町村の区域を選挙区とすることがあるが、平成の大合併が一段落した現在、その例はない。
- (5) 統一地方選挙の執行率(各選挙のうち統一地方選挙時に実施される選挙の割合)は低下を続けているが、県レベルの議会選挙は、四七都道府県のうち四一道府県が統一地方選挙時に実施されており、執行率は比較的高いので、全体的な推移を把握することはできる。
- (6) 他のデータ分析として、崔(二〇一九)は、都道府県議会の無所属議員の発生メカニズムを分析する中で、無投票選挙区の特徴を整理しており、無投票は農村部(DID人口比が低い)の選挙区定数が小さい選挙区で多いという傾向を明らかにしている。分析対象は一九五九年から二〇一五年に実施された都道府県議会選挙。崔(二〇一九)、一一一～一二二頁。
- (7) 分析対象は、二〇一〇年七月から二〇一四年六月末までに実施され、前回選挙から四年間の任期を全うした七五

- 九市区の首長選挙。
- (8) 市区幹部出身であることの有意水準は一〇％。
- (9) 分析対象は、二〇一一年四月から二〇一五年四月までの間に実施された二三五八の市町村議会選挙（うち、市議会選挙一〇五四、町村議会選挙一三〇四）。
- (10) 分析対象は、二〇一七年七月一日現在の全町村議会（九二七）についての直近の町村議会選挙。
- (11) 分析対象は、二〇〇三年一月から二〇一五年七月までに実施された首長選挙と地方議会選挙（市区議会選挙二五九九、町村議会選挙二七九六、市区長選挙二四六五、町村長選挙二六八三）。
- (12) 分析対象は、二〇〇三年から二〇一五年の四回の統一地方選挙における道府県議会選挙の一人区（一二二二選挙区）。
- (13) 茨木の集計は二〇〇三年から二〇一五年の統一地方選挙時に実施された道府県議選が対象。茨木（二〇一七）一四三頁。
- (14) 選挙区域や定数の変更としては、合区が二四選挙区（うち、定員に変更のない選挙区一五、定員が削減された選挙区八、定員が増加された選挙区二）、分割が二選挙区（いずれも定員に変更なし）、選挙区域の変更なく定員が削減された選挙区一〇、選挙区域の変更なく定員が増加された選挙区一〇である。なお、定員に変更のない合区とは、定員二のA選挙区と定員一のB選挙区が定員三のA・B選挙区に合区されるようなケース。
- (15) ただし、現職知事にとって、「同志」が現職議員である場合、同志の当選を確かなものにするために、当該現職議員の対抗馬の出現を望まないという、逆の効果もあり得る。
- (16) 他に、政治家としての魅力に係る要因としては議員報酬があり、町村議会については、議員報酬が低い自治体の議会ほど無投票当選の発生確率が高いことが示されてきたところである。しかし、都道府県の議員報酬は、若干の地域差はあるものの、最低でも月額七五万円程度が支給されているため、報酬額の多寡が無投票に影響するとは考えにくいので、ここでは検討しない。
- (17) 政令指定都市の選挙区は一六八あるが、そのうち一人区は三八。
- (18) 知事・議会の相対的な政治力をあらわす指標として知事の平均在任期間を用いることには種々の問題があるが

(数十年前の長期政権が現在の知事・議会関係に影響を与えているとは考えにくいこと等)、より適切な指標の利用については、今後の課題としたい。

(19) 二〇一五年の統一地方選の場合、現職県議の再選率は八八・六％(新人当選率三九・七％、元職当選率六三・六％)。総務省『地方選挙結果調』。

(20) 築山(二〇一九)では、第一次産業就業者比よりも第三次産業就業者比のほうが無投票に対する影響が顕著であったことが示されているため、産業構造の指標として、ここでは第三次産業就業者比を用いた。

(21) 人口と転入人口は二〇一五年の国勢調査。第三次産業就業者比は二〇一四年の経済センサス。いずれもデータは「統計でみる市町村のすがた二〇一九」よりダウンロードした (<https://www.stat.go.jp/data/s-sugata/index.html>)。

(22) 二〇一九年四月の統一地方選挙時に実施された四一道府県議会選挙以外の実施時期は、茨城県が二〇一八年二月、東京都が二〇一七年七月、沖縄県が二〇一六年五月、岩手県・宮城県・福島県が二〇一五年九月。

(23) 選挙区定数と人口との間には、相関係数にしてプラス〇・七二六の相関が存在しているため多重共線性が疑われるが、従属変数、独立変数をそのままに、線形回帰分析を行ったときの最大VIFは二・六三九であったので、多重共線性は生じていないと判断した。

(24) 二〇一五年の統一地方選挙後に総務省・明るい選挙推進協会が実施した意識調査では、「定数を超える候補者が立たないのだから、無投票になっても仕方がない」が三九・五％、「公職者(首長や議会議員)は投票で決めるのが本筋であるのに、投票なしに決まるのはおかしい」が三二・三％、「選挙のわずらわしさや、あとに対立が残ることや、また経費のことなどを考えると、無投票当選もよい」が一〇・五％となっている。総務省・明るい選挙推進協会(二〇一六)、一頁。

(25) 米国では、特に州レベルの議会で多くの無投票当選が生じており、無投票当選であるか否が、議会での出席状況や議員立法数などの活動に与える影響がデータ分析されている。David M. Konisky, Michiko Ueda (2011)。

引用文献・資料

茨木瞬(二〇一七)「県議選一人区における無投票当選区」『公共選択』第六七号、一〇三―一五七頁

- 石上泰州 (二〇一九) 「無投票当選の一考察」『政経研究』第五六巻第二号、三一〜五三頁
- 小林秀高 (二〇一五) 「地方選挙における無投票当選と投票率低下の分析」『海外事情』二〇一五年一月号、六五〜八四頁
- 鷺見英司 (二〇一七) 「首長選挙における無投票当選の発生要因」『公共選択』第六八号、八五〜一〇二頁
- 崔碩鎮 (二〇一九) 「戦後日本の地方議員の政党化に関する研究―都道府県議会の無所属議員を中心として―」北海道大学大学院法学研究科博士論文 (<https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/74986>)
- 築山宏樹 (二〇一九) 「地方議会選挙の無投票当選の要因―市町村議会議員選挙データに基づく実証的検討」『都市問題』二〇一九年七月号、一五〜二二頁
- 長野基 (二〇一九) 「議員報酬・定数等に関する調査結果の分析」『町村議会議員の議員報酬等のあり方 最終報告 第三章』二〇一九年三月、一一〜三七頁
- David M. Konisky, Michiko Ueda (2011) "The Effects of Uncontested Elections on Legislator Performance" *Legislative Studies Quarterly*, XXXVI, pp.199-229.
- 総務省自治行政局選挙部『地方選挙結果調』各年版 (第一五回統一地方選挙以降は http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/chinou/ichiran.html)
- 地方議会・議員に関する研究会 (二〇一七) 「地方議会・議員に関する研究会 報告書」平成二九年七月
- 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」各年版 (http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/syozoku/ichiran.html)
- 総務省・明るく選挙推進協会 (二〇一六) 『第一八回統一地方選挙全国意識調査―調査結果の概要―』平成二八年二月 (<http://www.akarusenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2011/03/0004272271.pdf>)
- NHK統一地方選二〇一九 (<https://www.nhk.or.jp/senkyo/database/touitsu/2019/>)